

流山市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規則新旧対照表

流山市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長と副会長を1名ずつ置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定める。副会長は、会長が指名する。</p> <p>3 互選に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。</p> <p>6 第2項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 <u>会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2</u> 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。</p> <p><u>3</u> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。</p> <p><u>4</u> 第<u>1</u>項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。</p>